

---

---

## 第4章 災害復旧計画

---

---

## 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

村は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方針を決定し、その推進に当たって必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

### 1 復旧・復興の基本方針の決定

#### (1) 基本方針の策定

村は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指す。また、災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

#### (2) 情報公開・住民参加

村は、被災地の復旧・復興計画の策定に当たり、住民の意向を尊重しつつ、村及び住民が協同するものとし、情報公開並びに計画策定に際しての住民参加を積極的に図る。

### 2 支援体制の確立

村は、災害復旧・復興事業を迅速かつ適切に行うため、必要に応じ、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び県に対し、災害復旧・復興に必要な職員の配備、応援について協力を依頼し、活動体制の確立を図る。

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や災害廃棄物等の適切な処理が求められる。

村及び関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

### 1 被災施設の復旧等

村は、生活の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のため、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。実施に当たっては、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

#### (1) 計画的かつ効率的復旧事業の推進

被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

#### (2) 改良復旧の推進

被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行う。

#### (3) 土砂災害防止対策の推進

大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

#### (4) 復旧予定時期の明示

ライフライン関係の復旧は、地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。

#### (5) 総合的な復旧事業の推進

他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては、総合的な復旧事業の推進を図る。

#### (6) 事業期間の短縮化

被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ、事業期間の短縮に努める。

#### (7) 補助事業の活用

ア 国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

イ 復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。

ウ 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事の迅速化に努める。

#### (8) 暴力団の排除

警察と連携し、暴力団の動向を把握し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め

るとともに、復旧・復興事業からの暴力団排除活動に努める。

## 2 災害廃棄物の処理

### (1) 災害廃棄物処理の実施

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。村は、災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、次の事項に留意する。

ア 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

イ 復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うよう努める。

ウ 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講ずる。

### (2) 応援要請

村は、収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、建設業者等へ応援要請を行う。

## 3 職員派遣

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応に当たり、村のみでは人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、村は、他の市町村や県に対し、災害の規模に応じて職員の派遣要請等の必要な措置をとる。

(1) 村職員を活用しても災害復旧になお人員が必要な場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」(資料9-1)に基づき、他の市町村や県に対し、必要な人員及び期間、受入れ体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。

(2) 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」に基づき、職員を派遣する。

## 第3節 計画的な復興

村は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いむらづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

### 1 復興計画の作成

- (1) 村は、被災地域の再建に当たり、より災害に強いむらづくりを目指し、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業が可及的速やかに実施できる内容の計画とする。
- (2) 村は、関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら、整合性のある計画の作成に努める。

### 2 防災むらづくり

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、災害の再発防止を目指し、「むらづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でむらのあるべき姿を明確にして、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

### 3 復興計画実施上の留意点

- (1) 復旧事業の迅速化  
復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業は、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。
- (2) 住民参加の推進  
住民に、新たなむらづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるむらづくりを行う。
- (3) 村は、県と連携して、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言する。

### 4 特定大規模災害からの復興

- (1) 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。
- (2) 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

## 第4節 資金計画

村は、災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置をとる。

### 1 資金計画

村が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

(1) 地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

(2) 地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

(3) 一時借入金

災害応急融資

### 2 県、村の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、県、村等の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

## 第5節 被災者等の生活再建等の支援

村は、災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の支給等各般にわたる救済措置を講ずることにより、生活の確保を図る。

### 1 住宅対策

村は、次により被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行う。

#### (1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の補修資金の説明会等を行い、申込みに必要となる罹災証明書の発行を行う。

#### (2) 災害公営住宅

被災地全域で500戸以上、若しくは村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

#### (3) 既存村営住宅の再建

既存村営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ、再建する。

#### (4) 村営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、村営住宅への優先入居の措置を講ずる。

#### (5) 村外に避難した被災者への支援

村外に避難した被災者に対しても、避難先の市町村と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

### 2 生活福祉資金（災害援護資金等）の活用

村は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて、貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講ずる。

### 3 被災者の労働対策

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、県及び公共職業安定所が実施する職業紹介活動等へ協力する。

### 4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

#### (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

村は、条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障害を受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

## (2) 災害援護資金の貸付

村は、条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

## 5 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）（以下「支援法」という。）に基づき、県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受け、自立した生活を開始するために必要な経費に充てるため、被災者生活再建支援金を支給する。（支給事務については、県から事務の全部の委託を受けて、被災者生活再建支援基金部（以下「基金」という。）が行う。）

村は、支援法第4条に基づき、基金から委託をされた場合は、申請書の審査・とりまとめ等、支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう県と連携を図りながら事務を行う。

## 6 租税の徴収猶予及び減免

村は、地方税法又は村条例等に基づき、被災者の村民税等の納期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を行う。

## 7 医療費負担の減免、保険料の減免

村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料の支払が困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料の減免、徴収猶予等の措置を講ずるとともに、関係団体への協力要請を行う。

## 8 罹災証明書の交付

(1) 村は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、早期に罹災証明書の交付を行う。

(2) 飯田広域消防本部は、火災に関する罹災証明書の交付申請に際し、証明書の早期発行を行う。

## 9 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

## 10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報・連絡体制の構築

(1) 村長は、必要に応じ、村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。

(2) 村は、住民に対し、掲示板、CATV、防災行政無線、広報紙等を活用し、広報を行う。

(3) 村は、報道機関に対し、発表を行う。

## 11 災害復旧用材の供給

村は、災害復旧資材として、関係機関及び木材団体と調整を図り、災害復旧用材を迅速かつ円滑に供給する。

## 第6節 被災中小企業等の復興

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

### 1 被災農林事業者に対する支援

県により実施される支援策等について、周知・紹介を行い、被災農林業者等の経営安定又は事業の早期復旧に協力する。

### 2 被災中小企業者に対する支援

#### (1) 中小企業融資対策

ア 村は、県又は中小企業関係団体等を通じて利活用できる金融上の特別措置等について、被災中小企業者に対し、周知徹底を図る。

イ 村は、県を通じて、被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。

#### (2) 信用補完制度

村は、県を通じて、長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。